

# 実施要項

## 1 目的

この実施要項は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城直販所木製什器製作設置業務の契約の相手方となる優先交渉者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城直販所木製什器製作設置業務
- (2) 業務内容 別紙①「都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城直販所木製什器製作設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 設置場所 都城市都北町5225番地1  
都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城（以下「当施設」という。）  
株式会社ココニクル都城（以下「当社」という。）
- (4) 履行期間 令和4年7月19日（火）から令和5年1月31日（火）  
本業務の期間は、上記のとおりとする。  
なお、当施設は、現在建設中であり、直販所木製什器の設置は、新「道の駅」都城への導入を予定しているため、当該建設工事の進捗状況によって変更する場合がある。
- (5) 予定価格 22,700,000円（税込）
- (6) 実施方式 公募型プロポーザル方式

## 3 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

内 容	日 程
告知	令和4年6月15日（水）
質問の受付期間	令和4年6月15日（水）から6月22日（水）
質問の回答	令和4年6月15日（水）から6月24日（金） 17時まで随時
参加書類の提出期間	令和4年6月15日（水）から7月5日（火）
審査通知書の送付 ※場所及び時間等詳細を記載 ※参加書類確認後随時発送	令和4年7月6日（水）
プレゼンテーション説明データ申告期限	令和4年7月13日（水）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施 ※見積書他提出	令和4年7月14日（木）
優先交渉者の選定	令和4年7月14日（木）
審査結果の通知（予定）	令和4年7月19日（火）

※事務取扱時間：土日祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までを除く）

## 4 応募資格

応募者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 都城市内に本社がある法人であること。
- (3) 安定した経営能力を有していること。
- (4) 国税の滞納がない者であること。
- (5) 過去の営業等において、法令に違反し、罰則を受けたことがない者であること。
- (6) 法人の役員等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、支配人、支店長、営業所長、又は経営に事実上参加している者）の中に、都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者がいないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っている者でないこと。

## 5 参加書類

- (1) 参加書類提出期間 令和 4 年 6 月 15 日（水）から令和 4 年 7 月 5 日（火）まで  
9時から17時まで（土日祝日除く。）

※当社事務所へ直接持参、または郵送の場合、提出期間内に必着であること。

- (2) 参加書類

■参加書類の提出 ※令和 4 年 6 月 15 日（水）から 7 月 5 日（火）まで

ア 参加表明書（様式第 1 号）	6 部
イ 会社概要書（様式第 2 号）	6 部
ウ 機器に関する調書（様式 3 号）	6 部
エ 役員名簿（都城市暴力団排除条例施行規則様式第 7 号）	6 部
オ 誓約書（様式第 8 号）	6 部
カ 直近 1 期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（写し可）	6 部
キ 登記簿謄本、定款（写し可）	6 部

■プレゼンテーション審査当日の提出 ※令和 4 年 7 月 14 日（木）

ア 見積書（様式第 6 号）	6 部
イ 会社の概要が分かる書類（パンフレット等）	6 部
ウ 木製什器設置後の売場パース図面	6 部
エ プレゼンテーションに必要なデータ（USB）又は機器等の持込	※事前申請

- (3) 質問の受付及び回答

実施要項または仕様書等に関する質問については、文書により受付を行い、質問書（様式第 4 号）に必要事項を記入の上、メール、持参又は郵送にて提出すること。

なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

- (4) 参加書類及び質問書の提出先

株式会社ココニクル都城（事務局：一般財団法人都城圏域地場産業振興センター内）

〒885-0004 都城市都北町 5225-1

T E L : 0986-38-5529 F A X : 0986-38-4562 E-mail : [info@jibasen.com](mailto:info@jibasen.com)

## 6 見積書の作成方法

見積書の作成に当たっては、次の各号により作成すること。

- (1) 木製什器製作設置業務一式については、仕様書による総価で見積金額を作成すること。
- (2) 保守管理サービスについては、履行期間に従い見積金額を作成すること。
- (3) 什器ごとの単価が分かる見積明細書を別途作成すること。

## 7 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 当社から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で審査以外には使用しない。

## 8 選定方法

### (1) 審査方法

審査は、別に設置する都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城直販所木製什器製作設置業務プロポーザル審査委員会が、提出された書類等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

### (2) 評価項目及び評価内容

別紙②のとおりとする。

なお、審査及び選定内容には、問合せに答えることはできない。

### (3) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を優先交渉者として決定する。ただし、決定した事業者は、予め定めた最低基準を満たしている者とする。なお、参加者が1者であっても審査を行い、最低基準点を満たしていれば優先交渉者として決定する。

## 9 疑義等の対応

本要項に記載のある事項のほか、記載のない事項、疑義等については、契約締結に向けた協議の中で修正、調整、決定していくものとする。

## 10 留意事項

### (1) 失格事項

参加書類等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 参加書類に虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要項等で示された提出書類について、提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、正当な理由なく欠席した場合

カ 上記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 協議への参加等

ア 優先交渉者は、オープンまでの間、諸準備等を行うとともに、当社及び都城市との打合せに参加し、協議及び調整を行うこと。また、什器の製作から設置までのスケジュールを発注者と協議の上、直ちに提出すること。

イ 協議及び調整の過程で、事業提案書の内容変更が生じた場合や、打合せ等の参加に要する経費は、受注者の負担とする。

(3) その他

その他の留意事項は次のとおりとする。

ア 参加書類等の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。

イ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

ウ 参加書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を提出すること。

エ 参加書類の著作権は、当該参加書類を作成した者に帰属する。